

平成 30 年 1 月

お客さま 各位

佐野信用金庫

休眠預金等のお取り扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成 31 年（2019 年）以降毎年一定の期日に、下記の行政庁から認可を受けた事由に基づき預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただきますこととしております。

記

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

具体的には、預金・積金に係る後記 3 のお取引や諸手続き（以下、「異動」といいます。）が 10 年以上ないものは、当金庫が預金者に払い戻す努力を尽くした上で、払い戻せないことが確認された場合に「休眠預金等」と認定されます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 5 項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

具体的には、当金庫はお客さまの預金・積金をオンラインシステムで管理しており、システム上で後記 3 の異動が発生した都度に最終異動日等は更新され、その日を基準として上記の休眠預金等と認定される 10 年を自動計算しています。例えば、9 年間お取引がなかった預金口座で 9 年ぶりにお取引を行えば、その日が最終異動日等となり、その日を基準として 10 年の自動計算が再開します。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等にかかる預金額の異動等、休眠預金活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記②(f)に掲げる事由
普通預金	下記①、②(a)(b)及び(e)(f)、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
貯蓄預金	下記①、②(a)(f)に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
納税準備預金	下記①、②(f)に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
通知預金	下記①、②(c)(f)に掲げる事由 ※①は通帳を除き、かつ、記帳については記帳する取引がない場合を除く また、繰越を除く。
期日指定定期預金	下記①、②(d)(f)に掲げる事由 ※①は繰越を除き、かつ、記帳については記帳する取引がない場合を除く
変動金利定期預金	同上
自由金利型定期預金 (スーパー定期)	同上
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
定額複利預金	同上
自動継続期日指定定期預金	下記①、②(d)～(f)、③に掲げる事由 ※①は繰越を除き、かつ、記帳については記帳する取引がない場合を除く また、総合口座における当該預金に係る記帳は繰越記帳のみ
自動継続変動金利定期預金	同上
自動継続自由金利型定期預金 (スーパー定期)	同上
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
自動継続定額複利預金	同上
積立定期預金	下記①、②(f)に掲げる事由 ※①は通帳を除き、かつ、記帳及び繰越を除く
定期積金	下記①、②(e)(f)、③に掲げる事由 ※①は繰越を除き、かつ、記帳については記帳明細がない場合を除く また、総合口座における当該預金に係る記帳は繰越記帳のみ

①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。

②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。

(a)キャッシュカードの再発行

(b)小口自動融資終了

(c)解約予定日の設定・変更

(d)方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

(e)総合口座への組入・組入解除（平成 31 年 3 月 1 日以降のものに限りです）

(f)注意コードの設定・解除（カード・通帳・証書の盗難・紛失等による預金・積金の不正引き出しを防止するために、該当預金・積金に取引制限を設定・解除する取扱）

③総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上